

条例改正に伴う新旧対照表

平成28年

奈良市議会12月定例会

奈良市行政組織条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 財務部 市民生活部 市民活動部 <u>保健福祉部</u> 子ども未来部</p> <p>環境部 観光経済部 都市整備部 建設部 会計契約部 (分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (1)～(6) 略 (7) <u>広報及び広聴</u>に関すること。 (8)・(9) 略</p> <p>総務部 (1)～(3) 略 (4) <u>公有財産の管理</u>に関すること。 (5)・(6) 略</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。</p> <p>総合政策部 総務部 財務部 市民生活部 市民活動部 <u>福祉部</u> 子ども未来部 <u>健康医療部</u> 環境部 観光経済部 都市整備部 建設部 会計契約部 (分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>総合政策部 (1)～(6) 略 (7) 広報に関すること。 (8)・(9) 略</p> <p>総務部 (1)～(3) 略 (4) <u>広聴</u>に関すること。 (5)・(6) 略</p>

現行	改正案
<p>財務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公有財産の活用に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 医療及び衛生に関すること。</u></p> <p><u>(3) 病院事業に関すること。</u></p> <p><u>(4)～(7) 略</u></p> <p>市民活動部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>保健福祉部</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 保健所に関すること。</u></p> <p>子ども未来部</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>財務部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公有財産の<u>管理及び活用</u>に関すること。</p> <p>(3) 略</p> <p>市民生活部</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2)～(5) 略</u></p> <p>市民活動部</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>福祉部</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>子ども未来部</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>健康医療部</u></p> <p><u>(1) 保健所に関すること。</u></p> <p><u>(2) 医療に関すること。</u></p> <p><u>(3) 病院事業に関すること。</u></p>

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
				奈良市地域公 共交通会議	地域における需要に応じ当該地域の住民の生 活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利 便の増進を図るために必要な事項の協議に関 する事務
略	略	略	略	略	略

奈良市実費弁償条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的) 第1条 この条例は、次に掲げる者の実費弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第1項</u>の規定により出頭した者</p> <p>(5) 略</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、次に掲げる者の実費弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第1項</u>の規定により出頭した者</p> <p>(5) 略</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項前段の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____ みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者 _____ に該当するものうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者を雇用保険法第37条の3第2項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間(第2項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。)を同法第17条第1項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第37条の4第3項 _____ の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____ みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者 _____ に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第2号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金</p>

現行	改正案
<p>の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>8 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者</u> 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</p>	<p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者</u> 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</p>
<p>9～11 略</p>	<p>9～11 略</p>
<p>12・13 略</p>	<p>12 第8項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第8項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>
<p>12・13 略</p>	<p>13・14 略</p>

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と、<u>その者が退職の際勤務していた当該地方公営企業の事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</u></p> <p>7 前2項に定めるもののほか、第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>広域求職活動費</u>に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第13条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 勤続期間6月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者と _____ <u>みなしたならば同法第37条の2第1項に規定する高年齢被保険者</u> _____ に該当するものが退職の日後失業している場合において、その者が同法に規定する高年齢求職者給付金の額に達する退職手当の支給を受けていないときは、その差額に相当する金額を同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>7 前2項に定めるもののほか、第5項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で管理者が指定するものに対しては、雇用保険法に規定する技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は<u>求職活動支援費</u>に相当する金額を同法の規定による当該給付の支給の条件に従い、退職手当として支給する。</p> <p>8 <u>前項の規定は、第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(同項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、前項中「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは、「就業促進手当」と読み替えるものとする。</u></p>

現行	改正案
<p>じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）</u>、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）</p> <p>第36条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納</p>	<p>じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____ _____ 第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) _____ _____ 第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>第45条第1項の申告書（法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。）に係る税額（次号に掲げるものを除く。）</u> 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日</p> <p>(6) <u>第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。）</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日</p> <p>（普通徴収に係る個人の市民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）</p> <p>第36条 普通徴収の方法によつて徴収する個人の市民税について所得税の納</p>

現行	改正案
<p>税義務者が提出した修正申告書等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定によつて</u>閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第26条第1号ただし書若しくは第2号又は第27条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下<u>次項</u>において「不足税額」と総称する。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第33条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項_____において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第33条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し<u>又は賦課</u>した場合には、当該1年を経過する日の翌日から<u>第1項</u>に規定する不足税額に係る納税通知書が発</p>	<p>税義務者が提出した修正申告書等又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第325条の<u>規定により</u> 閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に_____</p> <p>第26条第1号ただし書若しくは第2号又は第27条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下<u>この条</u>において「不足税額」という_____。）を追徴する。</p> <p>2 前項の場合においては、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第33条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第4項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。</p> <p>3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正を除く。）をしたことに基因して、第33条の各納期限から1年を経過する日以後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、<u>又は賦課</u>した場合には、当該1年を経過する日の翌日から<u>同項に</u> 規定する不足税額に係る納税通知書が発</p>

現行	改正案
<p>せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p>	<p>せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。</p> <p><u>4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 第33条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間</u></p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 略</p>

現行	改正案
<p>3 法第321条の8第22項の申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>	<p>3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第22号の4様式による納付書によつて納付しなければならない。</p>
<p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>4 前項の場合において、法人が法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>
	<p>5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる</p>

現行	改正案
<p>5・6 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2</p>	<p><u>更正（これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</u></p> <p><u>(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p><u>(2) 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間</u></p> <p>6・7 略</p> <p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第46条 略</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2</p>

現行	改正案
<p>項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項 _____、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお、納期限の延長があつたときは _____、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書 _____を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項の申告書 _____を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと _____）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p>	<p>項、第4項又は第19項の納期限（同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし _____、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3 前項の場合において、法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正の通知をした日が、法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から1年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には _____、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>4 第2項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規</p>

現行	改正案
<p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産</p> <hr/> <p>について</p> <p>同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資</p>	<p>定する申告書（以下この項において「<u>当初申告書</u>」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「<u>減額更正</u>」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分に相当する税額に限る。）については、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。</p> <p>(1) <u>当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>(2) <u>当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日）の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間</u></p> <p>第62条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（<u>独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。</u>）について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資</p>

現行	改正案
<p>産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康福祉機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで又は第12号_____の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>	<p>産が学校法人若しくは私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法（昭和23年法律第205号）第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）若しくは一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、<u>独立行政法人労働者健康安全機構</u>、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの（以下この条において「学校法人等」という。）の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなつた固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第65条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなつた場合又は有料で使用させることとなつた場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第159条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第23項、第24項</u>、第26項、第28項又は第30項から第33項まで）の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p>第6条 <u>削除</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(都市計画税の納税義務者等)</p> <p>第159条 略</p> <p>2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、<u>第22項から第24項</u>まで、第26項、第28項から第31項まで、<u>第33項又は第34項</u>の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則</p> <p><u>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</u></p> <p>第6条 <u>平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第21条の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2・3 略</p>

現行	改正案
<p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7～10 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用_____</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>7 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8～11 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p>10 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

現行	改正案
<p>第28条の3 略</p>	<p>第28条の3 略</p> <p><u>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</u></p> <p><u>第28条の3の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p> <p><u>(2) 第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3</u></p>

現行	改正案
	<p><u>第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p><u>(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</u></p> <p><u>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p><u>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第</u></p>

現行	改正案
	<p><u>8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</u></p> <p><u>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの）に限り、その時までに提出された第29条第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p><u>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p>

現行	改正案
<p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>	<p>(2) <u>第24条から第25条まで、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p>(4) <u>附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p>

現行	改正案
<p><u>第28条の3の2</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法</u> <u>第3条の2の2第1項</u>に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第28条の3の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、<u>第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第28条の3の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、<u>第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第28条の3の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第28条の3の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の</p>	<p><u>第28条の3の3</u> 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項</u>に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第28条の3の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、<u>第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u> の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第28条の3の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、<u>第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u> 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第28条の3の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び<u>附則第28条の3の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の</p>

現行	改正案
<p>額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第28条の3の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第28条の3の2第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第28条の3の2第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>第19条及び第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法</u> <u>第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u>（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>同法</u></p>	<p>額の合計額」とする。</p> <p>(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第28条の3の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する<u>特定給付補填金等に係る雑所得等の金額</u>」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに<u>附則第28条の3の3第1項</u>に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに<u>附則第28条の3の3第1項</u>の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第19条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、<u>同条及び</u>第22条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額</u>（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第21条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が<u>租税条約等実施特例</u></p>

現行	改正案
<p>__第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第28条の3の2第3項</u>」に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、<u>第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第28条の3の2第3項</u>」の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、<u>第25条の2第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項</u>」の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第28条の3の2第3項</u>」の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、<u>第25条の2第1項中「第19条第4項」とあるのは「附則第28条の3の2第4項」とする。</u></p> <p>(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第28条の3の2第3項</u>」に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は</p>	<p><u>法</u>第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第28条の3の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>(2) 第24条から第25条まで、<u>第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第24条中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第28条の3の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項前段、第25条、<u>第25条の2第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第28条の3の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額」と、第24条の2第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第28条の3の3第3項後段</u>の規定による市民税の所得割の額の合計額」と_____する。</p> <p>(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第28条の3の3第3項後段</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若し</p>

現行	改正案
<p>配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の2第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市</p>	<p>くは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第28条の3の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第28条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第28条の3の3第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第19条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市</p>

現行	改正案
<p>計画税の特例)</p> <p>第29条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額</p>	<p>計画税の特例)</p> <p>第29条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額</p>

現行	改正案
<p>が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>	<p>が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p>

現行	改正案
<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第30条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第30条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第31条 略</p> <p>第32条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第</p>	<p>略</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第31条 略</p> <p>第32条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第14条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第</p>

現行	改正案
<p>20項を除く。)、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項 _____又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第30項から第33項まで」とあるのは、「若しくは第30項から第33項まで又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>	<p>19項を除く。))、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))、法附則第15条又は法附則第15条の3の規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p> <p>第33条・第34条 略</p> <p>第35条 法附則第15条第1項、第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第159条第2項中「又は第34項 _____」とあるのは、「若しくは第34項 _____又は法附則第15条若しくは第15条の3」とする。</p>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号） 新旧対照表（第2条による改正）

現行		改正案	
<p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>新条例</u> 第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>新条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>附 則</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、<u>奈良市税条例</u>第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる<u>同条例</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
略		略	
第10条第3号	第45条第1項の申告書（法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。） 第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書 でその提出期限	平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限	
略			第107条 第1項若しくは第2項 の申告書、第135条第 1項の申告書又は第 154条第1項の申告書 でその提出期限
略		略	
8～14 略		8～14 略	

奈良市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例（平成28年奈良市条例第12号） 新旧対照表（第3条による改正）

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p>
<p>1 略 (経過措置)</p>	<p>1 略 (経過措置)</p>
<p>2 この条例による改正後の奈良市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出</p>	<p>2 この条例による改正後の奈良市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年4月1日以後に地方税法（昭和25年法律第226号）</p>
<p>_____</p>	<p>第411条第2項の規定による公示若しくは同法第419条第3項の規定による公示（同法第420条の更正に基づく納税通知書の交付がされた場合には当該納税通知書の交付）又は同法第417条第1項後段の規定による通知（以下この項において「公示等」という。）がされる場合について適用し、同日前</p>
<p>_____について適用し、平成27</p>	<p>に公示等がされた場合</p>
<p>年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。</p>	<p>_____については、なお従前の例による。</p>

奈良市立こども園設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び定員)			(名称、位置及び定員)		
第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			第2条 こども園の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
略	略	略	略	略	略
奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人	奈良市立柳生こども園	奈良市柳生下町156番地	50人
			奈良市立高円こども園	奈良市古市町1,249番地	160人
			奈良市立神功こども園	奈良市神功四丁目13番地の1・奈良市神功四丁目25番地の3	230人
			奈良市立鶴舞こども園	奈良市鶴舞東町2番1号	70人

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び保育定員)			(名称、位置及び保育定員)		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
略	略	略	略	略	略
右京保育園	奈良市右京五丁目1番地の1	200人	右京保育園	奈良市右京五丁目1番地の1	200人
高円保育園	奈良市古市町1,249番地	250人			
略	略	略	略	略	略
富雄保育園	奈良市三碓六丁目10番13号	160人	富雄保育園	奈良市三碓六丁目10番13号	160人
神功保育園	奈良市神功四丁目25番地の3	120人			

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略
	奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号		奈良市立大安寺幼稚園	奈良市大安寺一丁目7番1号
	奈良市立東市幼稚園	奈良市古市町2,243番地の1		略	略
	略	略		奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号
	奈良市立富雄北幼稚園	奈良市三松一丁目5番6号		略	略
	奈良市立鶴舞幼稚園	奈良市鶴舞東町2番1号		奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号
	奈良市立田原幼稚園	奈良市横田町199番地の1		略	略
	略	略		奈良市立平城西幼稚園	奈良市東登美ヶ丘三丁目1,168番地
	奈良市立登美ヶ丘幼稚園	奈良市西登美ヶ丘四丁目21番1号		略	略
	奈良市立右京幼稚園	奈良市右京四丁目11番地の1		奈良市立朱雀幼稚園	奈良市朱雀六丁目10番地の2
	略	略		略	略
	奈良市立平城西幼稚園	奈良市東登美ヶ丘三丁目1,168番地		奈良市立朱雀幼稚園	奈良市朱雀六丁目10番地の2
	奈良市立神功幼稚園	奈良市神功四丁目13番地の1		略	略
	略	略		奈良市立鼓阪北幼稚園	奈良市青山九丁目3番地の2
	奈良市立朱雀幼稚園	奈良市朱雀六丁目10番地の2			
奈良市立鼓阪北幼稚園	奈良市青山九丁目3番地の2				

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 新旧対照表

現行		改正案	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
帯解バンビーホーム	奈良市柴屋町 28 番地の 4	帯解バンビーホーム	奈良市柴屋町 28 番地の 4
並松バンビーホーム	奈良市藺生町 1,861 番地の 7		
都祁バンビーホーム	奈良市都祁白石町 974 番地 都祁小学校内	都祁バンビーホーム	奈良市都祁白石町 974 番地 都祁小学校内
吐山バンビーホーム	奈良市都祁吐山町 3,939 番地 吐山小学校内		
六郷バンビーホーム	奈良市針ヶ別所町 820 番地 六郷小学校内		
田原バンビーホーム	奈良市横田町 199 番地の 1 田原小学校内	田原バンビーホーム	奈良市横田町 199 番地の 1 田原小学校内
略	略	略	略

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表第1（第2条・第3条関係）			別表第1（第2条・第3条関係）		
報酬額			報酬額		
支給区分		報酬額	支給区分		報酬額
略		略	略		略
農業委員会	会長	月額 69,000円	農業委員会	会長	月額 69,000円
	副会長	月額 54,000円		副会長	月額 54,000円
	委員	月額 45,000円		委員	月額 45,000円
略		略	農地利用最適化推進委員		月額 40,000円
略		略	略		略

奈良市特産品等直売施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(使用の方法)</u></p>	<p><u>(事業)</u></p>
<p>第3条 直売施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。</p>
<p>2 市長は、前項の承認に際し、直売施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。</p>	<p>(1) 地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売に関すること。 (2) 観光情報及び地域情報の発信に関すること。 (3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業</p>
<p>3 第1項の承認を受けた者は、直売施設の使用を終わったときは、施設又は附属設備（以下「施設等」という。）を原状に回復しなければならない。</p>	<p><u>(指定管理者)</u></p>
<p><u>(使用権の譲渡等の禁止)</u></p>	<p>第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>
<p>第4条 前条第1項の承認を受けた者は、直売施設を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。</p>	<p>(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。 (2) 直売施設の利用制限に関すること。 (3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。 (4) その他市長が定めること。</p>
	<p>2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。</p> <p><u>(開館時間)</u></p> <p>第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p>
	<p><u>(休館日)</u></p> <p>第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1及び第3火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、</p>

現行	改正案
<p>(行為の禁止)</p> <p>第5条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第6条 略</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第7条 直売施設を利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 略</p>	<p><u>その日後において、その日に最も近い休日でない日)</u></p> <p>(2) <u>6月及び12月の第1火曜日の翌日</u></p> <p>(3) <u>12月30日から翌年1月1日まで</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、<u>あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</u></p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 直売施設を利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(利用の方法)</u></p>	<p><u>(事業)</u></p>
<p>第3条 直売施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p>	<p>第3条 直売施設においては、次に掲げる事業を行う。</p>
<p>2 前項の承認を受けた者は、直売施設の利用を終わったときは、施設又は</p>	<p>(1) 地域の農林水産物、加工品、工芸品等の販売及び地域の食材を利用した郷土料理等の提供に関すること。</p>
<p>附属設備（以下「施設等」という。）を原状に回復しなければならない。</p>	<p>(2) 利用者への休息の場の提供並びに観光情報及び地域情報の発信に関すること。</p>
	<p>(3) その他直売施設の設置目的を達成するために必要な事業（指定管理者）</p>
	<p>第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、次に掲げる直売施設の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</p>
	<p>(1) 前条に規定する事業の実施に関すること。</p>
	<p>(2) 直売施設の利用制限に関すること。</p>
	<p>(3) 直売施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。</p>
	<p>(4) その他市長が定めること。</p>
	<p>2 指定管理者は、この条例及び市長が別に定めるところにより、直売施設を管理しなければならない。</p>
	<p><u>(開館時間)</u></p>
	<p>第5条 直売施設の開館時間は、午前8時から午後6時までとする。</p>
	<p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。</p>
	<p><u>(休館日)</u></p>
	<p>第6条 直売施設の休館日は、次のとおりとする。</p>
	<p>(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときを除く。）</p>

現行	改正案
<p>(行為の禁止)</p> <p>第4条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第5条 略</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第6条 直売施設を利用する者は、施設等を<u>き損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(2) 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。</p> <p>(行為の禁止)</p> <p>第7条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) 施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失すること。</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(利用制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第9条 直売施設を利用する者は、施設等を<u>毀損</u>し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 略</p>

奈良市火災予防条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)</p> <p>第59条 略</p>	<p>(核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出)</p> <p>第59条 略</p> <p><u>(防火対象物の違反状況の公表)</u></p> <p><u>第59条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が法若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の管理について権原を有する者又は当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、市長が別に定める。</u></p>

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
	奈良市立左京小学校	奈良市左京三丁目1番地の1		奈良市立左京小学校	奈良市左京三丁目1番地の1
	奈良市立月ヶ瀬小学校	奈良市月ヶ瀬尾山2, 350番地の1		奈良市立月ヶ瀬小学校	奈良市月ヶ瀬尾山2, 551番地
	奈良市立並松小学校	奈良市藺生町1, 894番地			
	奈良市立都祁小学校	奈良市都祁白石町974番地		奈良市立都祁小学校	奈良市都祁白石町974番地
	奈良市立吐山小学校	奈良市都祁吐山町3, 939番地			
	奈良市立六郷小学校	奈良市針ヶ別所町820番地			
略	略	略	略	略	

奈良市病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17)～(27)</u> 略</p> <p>3 略</p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 診療科目は、次のとおりとする。ただし、状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>(1)～(16) 略</p> <p><u>(17) 精神科</u></p> <p><u>(18)～(28)</u> 略</p> <p>3 略</p>